

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2014年12月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金 成鎬

今回は、韓国と米国間のFTAによる許可-特許連携制度に関する記事と、韓国の大手化粧品メーカーの特許保護を巡って繰り広げられている特許紛争に関する記事を紹介する。

12月4日付のデイリーパムによると、3日、製薬業界によると、2015年の物質特許満了を控えた大型の薬品品目に対し、特許挑戦する製薬会社が増加している。2015年3月施行予定の許可-特許連携制度を控え、優先販売品目許可の取得のために特許挑戦する製薬会社が増えている。特に大規模な品目特許には、10社を超える製薬会社が参加している。一部では、特許回避の製薬会社に独占権を認める優先販売許可制度の実効性に疑問を提起し、制度補完が必要だと主張している。2015年10月に物質特許が終了する1,600億台のB型肝炎治療薬「バラクルド」に対しては、物質特許と組成物特許に挑戦する製薬会社があふれている。物質特許のみに19件の事件がある。製薬会社(共同請求を含む)だけでも10の製薬会社を超える。2015年9月に物質特許が終了する勃起不全治療剤「シアリス」の場合、組成物特許に挑戦する事件が10件に達した。2016年4月物質特許が終了する「エゼトロール」の場合、組成物特許に挑戦する事件が30件にのぼる。製薬会社によると15社。「クレストール-エゼトロール」複合剤開発業者が独占権獲得のために、特許挑戦に乗り出している。このように、特許挑戦する製薬会社が多いのは、許可-特許連携制度の設計から許されている例外条項が多いからである。特にオリジナル薬のPMS(再審査期間)満了の翌日一斉に許可申請をする韓国国内業界の慣行上、優先販売品目の許可を左右する要素は、特許挑戦だけという点が問題として提起されている。さらに、最初の特許挑戦業者だけでなく、そこ

から14日以内の特許挑戦業者、他の製薬会社よりも先に挑戦に成功した業者などに複数業者を認めることで審判事件が増え続けているという指摘である。ある製薬会社は、競合他社の特許挑戦の情報を聞き、特許回避の開発戦略が完成していない状況でも、特許挑戦に取り組んでいることが分かった。このように例外条項が拡大したのには、韓国特許審判手続の特性、不良特許挑戦防止のためであるが、むしろ請求業者の乱立で早起きの人(early-bird)に特惠を与える優先品目販売許可の趣旨が後退しているという指摘が出ている。

12月19日付の中央日報によると、韓国製薬業界が韓米自由貿易協定(FTA)の影響を最小限に留める案をめぐって二つに分かれた。米国の製薬会社より一日でも先に挑戦して複製医薬品を開発した製薬会社に「1年間の独占販売権」を与えるべきかをめぐってだ。政府は、特許障壁を崩した製薬会社に一時的な特権を与えようと薬事法改正案を出した。しかし、野党側がブレーキをかけながら議論に火がついた。発端は、2012年に締結された韓米FTAである。FTA推進スケジュールに基づいて、2015年3月から国内の製薬会社は米国の「許可-特許連携制度」の影響圏に置かれる。特許権を持つ製薬会社は、自社の特許が切れる前に他の製薬会社が複製薬(ジェネリック)を開発した場合、このような事実を食品医薬品安全庁から通知を受ける権利を有する。ジェネリック医薬品の開発を試みた事実が特許権者に公開されるわけである。この場合、多国籍製薬会社のジェネリック医薬品を開発する韓国国内の大半の製薬会社は縮み上がるしかない。特許が期限切れになる前に、ジェネリック医薬品を開発していることを理由に、多国籍製薬会社が国内の製薬会社を特許侵害で

訴訟を提起することができるからである。以前までは、特許満了前にジェネリックを開発し食薬庁の許可を受けても、特許満了後販売すれば問題はなかった。しかし、2015年3月からは、許可の段階から特許権者がブレーキをかけることができる。このため、国内製薬会社の挑戦の意志は折れるだろうという懸念がFTA締結直後からあふれた。通常10年程度の特許維持期間の間、手足が縛られることになる。高価なオリジナル新薬以外に選択する代替薬がない患者や健康保険財政の負担もそれだけ大きくなる。食薬庁がこのような副作用を減らすために出した代案が「ファーストジェネリック特権」(優先販売目許可制)だ。特許に挑戦して、多国籍会社との訴訟で勝ってジェネリック医薬品を一番最初に開発した場合、最初の1年間は、ジェネリック市場で独占するように保証してくれる制度である。食薬庁は、「特許を崩すほどの実力と挑戦意志がある製薬会社に動機付けして、ジェネリック医薬品の開発スピードが速くなるだろう」と趣旨を説明した。ジェネリックが開発されれば、オリジナル新薬の価格が既存の70%水準に落ち、新薬の価格の59~68%水準であるジェネリック医薬品を選択することができ、患者と医療保険財政の負担も減る。しかし、12月15日、野党側がこの制度を禁止する内容の薬事法改正案を發議して製薬業界は混乱に陥った。野党側は、「米国とFTAを締結した複数の国の中で独占販売権を導入した国はない」とし、「特定のジェネリック製薬会社が過度に市場を独占する結果をもたらすことになりかねない。」と述べた。特許権に挑戦するのは難しい中小の製薬会社も反対する雰囲気だ。韓国国内の製薬会社の中で多国籍会社に対抗する能力を備えたところは10ヶ所前後に過ぎない。

12月4日付の毎日経済新聞によると、12月3日、化粧品業界によると、世界1位の化粧品会社であるロレアルグループは、自社ブランドのランコムを介して、2015年の春、押す方式の「クッション」化粧品を電撃発表することにした。押す方式の化粧品として、アモーレパシフィック(以下、「アモーレ」)の「エアクッション」ファンデーションは、アモーレが2008年にリリースし、現在「6秒ごとに1つずつ売れる」という言葉が出るほどの人気を集めてい

る。塗らないで肌に判子のように簡単に押す方式のファンデーションで、女性の数十年間続いた化粧法を一晩で変えたという評価を受けている。ランコムは、国内化粧品メーカーの開発生産方式(ODM)企業であるコスメクスに生産を依頼したことが分かった。ランコムの関係者は、「来年上半期に発売するクッション化粧品は、主力のホワイトニング(美白)ライン」とし、「全世界のランコム店にすべて出すという目標で意欲的に進めている」と述べた。フランスLVMHグループのクリスチャン・ディオール化粧品もクッション製品の発売を推進していることが分かった。アモーレのクッション化粧品は、アイオペ(IOPE)エアクッション、ヘラUVミストクッション、アモーレパシフィックのトリートメントCCクッションなどに種類が分かれ、昨年国内外で合計1,260万個以上売れた。アモーレは、この製品のみで昨年3,250億ウォンの売上高を上げ、今年は6,000億ウォン台に達すると見ている。アモーレは早めにグローバル特許を出願したが、競合他社の製品が出てくる来年の春まで特許が認められるかどうかは不透明だ。アモーレは、現在韓国国内での訴訟もいまだに終結していない状況で、外国の有名メーカーと厳しい市場争奪戦を繰り広げなければならない立場に置かれた。アモーレは、2012年からLG生活健康とクッション化粧品を巡って特許紛争を繰り広げている。当時アモーレがLG生活健康を相手に特許侵害訴訟を提起したが、LG生活健康が「特許自体が無効」と反訴を提起し、法廷攻防が続いている。2013年3月、特許審判院は「アモーレパシフィックのエアクッションサンブロックの特許発明は進歩性が否定されるので、特許自体を無効にする」との審決を下した。最高裁判所まで経て特許が無効と確定されたが、両側の訴訟戦が終わったわけではない。アモーレは、2012年末LG生活健康がクッション製品の材料として使われるエーテルフォームの耐久性を引き上げる技術の特許を侵害したとし、LG生活健康を相手に再び特許侵害警告状を送った。LG生活健康は2013年5月、この特許もまた無効とし、特許審判院に無効審判を請求請求したが、2013年10月に特許審判院は、アモーレ側の当該特許は有効であると判断した。

《訴訟関係》

- ▲ソウル中央地方裁判所は、国際標準技術と認定されたLTE関連技術を開発したLG電子の前研究員の李某氏が、会社を相手に発明に対する補償を要求する訴訟において、LG電子は李氏に1億6600万ウォンを支払うよう判決したと30日明らかにした。(2日 韓経)
- ▲11月30日、米国連邦裁判所の訴訟書類検索システム「ペーサー (PACER)」によると、ワシントンの連邦控訴裁判所は、「世紀の裁判」と呼ばれるサムスン電子とアップル間の1次訴訟控訴審の原告と被告側弁論を12月4日行う予定。(2日 韓経)
- ▲12月3日、化粧品業界によると、世界1位の化粧品会社であるロレアルグループは、自社ブランドのランコムを介して、2015年の春、韓国アモーレパシフィックのエアクッションのように押す方式の「クッション」の化粧品を電撃発表することにした。(4日 毎経)
- ▲米国ワシントン連邦控訴裁判所において、12月4日(現地時間)開かれたサムスン電子とアップル間の特許侵害関連控訴審の初裁判で、両社が拮抗して対立していることが分かった。サムスンは、『自動車内のカップホルダーのデザインが類似していると、自動車全体利益に対する賠償額をつけたというもの』と主張し、アップル側は、『カップホルダーとは別の問題であり、一審の賠償額は正当だ』と相対した。(5日 へ経)
- ▲アモーレパシフィック主導のクッション化粧品をめぐり特許紛争が熾烈に繰り広げられている中で、自他公認の元祖クッションのアモーレパシフィックが、法的権限をどこまで認定されるかが注目される。(11日 ハン)
- ▲機能性繊維専門企業のベンテックスは、米国アウトドアメーカーのコロンビアを相手にした特許無効訴訟で、1審と控訴審に続いて大法院判決でも最終勝訴したと28日発表した。(30日 韓経)

《立 法》

- ▲韓国製薬業界が韓米自由貿易協定(FTA)の影響を最小限に留める方案をめぐって二つに分かれた。(19日 中央)
- ▲韓国特許庁は、外国にデザイン登録出願をした後、6ヶ月以内の韓国国内に出願した場合、図面補正を容易にするように変更すると4日明らかにした。(5日 ア経)
- ▲韓国公正取引委員会は、NPEと関連した濫用行為を、過度な実施料の賦課、標準必須特許原則(FRAND)の適用否認、不当な合意等の5つの類型に具体化するなど、制裁の根拠を設けた「知識財産権の不当な行使に対する審査指針」を改正し、24日から施行すると23日明らかにした。(24日 世界)

《行 政》

- ▲韓国特許庁は12月1日、商標権を保有した国内企業7万ヶ所のうち、アモーレパシフィックが9,354件で1位、続いてロッテ製菓が7,911件で2位、サムスン電子が6,517件で3位、LG生活健康は5,823で4位を占めたと明らかにした。(2日 東亜)
- ▲12月3日、金融圏によると、政府は6つの部署(金融委、産業通商支援部、未来創造科学部、特許庁、中小企業庁、国家知識財産委員会)が参与する「技術金融活性化タスクフォース(TF)」を通じて、来年の上半期に3,000億~4,000億ウォン規模の韓国型NPEを設立する作業を進めている。(4日 ファ)
- ▲韓国特許庁によると、2008年にたった5件に過ぎなかった中小企業を対象にした特許・特許権による特許訴訟は、毎年雪だるま式に増えて2013年には44件まで増えたことが確認された。(9日 毎経)

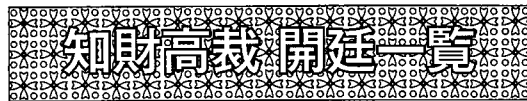
- ▲韓国特許庁は、「パテント・トロール (NPEs)」から韓国企業を保護するため、IP訴訟保険「防衛専用」商品を初公開したと12日明らかにした。(12日 ア経)
- ▲韓国特許庁は、欧州商標デザイン庁 (OHIM) が運用する世界最大デザイン検索サービスであるデザインビュー (DesignView) に韓国デザイン情報サービスを開始すると16日明らかにした。(17日 ファ)
- ▲韓国特許庁は、知識財産先進5ヶ庁 (IP5庁) の特許審査進行情報を一度に照会できる、審査進行情報照会サービス (OPD・One Portal Dossier) を来年の3月から開始すると21日明らかにした。(23日 ファ)

《その他》

- ▲12月3日、製薬業界によると、2015年の物質特許満了を控えた大型の項目に対し、特許挑戦する製薬会社が増加している。(4日 デイ)
- ▲12月11日、韓国金融監督院の電子公示システムによると、2014年、有価証券市場の上場法人の25ヶ所が総数97件の特許を取得したが、これは、昨年同期間の168件に比べると71件 (42.26%) 急減したものの。(12日 ファ)
- ▲韓国科学技術企画評価院 (KISTEP) は、世界知識財産権機構 (WIPO) PCT特許出願において、韓国の2013年の出願件数が1万2,386件で世界5位を占めたと25日明らかにした。(26日 電子)
- ▲韓国知識財産研究院は26日、今年発表された韓国特許庁の主要政策に対する一般人投票と専門家審議とを総合し、「2014年度知識財産政策10大ニュース」を発表しており、韓国国民の関心が最も高いのは「特許審査サービス革新」政策であることが明らかになった。(26日 ア経)

※媒体の正式名称 (発行社)。

朝鮮日報 (朝鮮日報社)、東亞:東亞日報 (東亞日報社)、ハン:ハンギョレ (ハンギョレ新聞社)、韓国:韓国日報 (韓国日報社)、世界:世界日報 (世界日報社)、毎経:毎日経済新聞 (毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞 (韓国経済新聞社)、ソ経:ソウル経済新聞 (ソウル経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞 (アジア・メディア・グループ)、電子:電子新聞 (電子新聞社)、薬業:薬業新聞 (薬業新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース (ファイナンシャルニュース新聞社)、イー:イートゥーニュース (イートゥーニュース社)、デイ:デイリーパム (デイリーパム社)、ニュ:ニューシス (ニューシス社)、朝ビ:朝鮮ビズ (朝鮮経済社)、マネ:マネートゥデイ (マネートゥデイ社)、ヘ経:ヘラルド経済 (ヘラルド社)



開廷日	担当部	事件番号	事件名	事件進捗状況	原告 (提起人)	被告 (相手側)
26.10.6	4部	平成26年(ネ)第10062号	商標等使用差止等請求 控訴	第1回弁論	(有)ウエルフェア研究所	(株)ベル・ジュバンス エージェンシー
26.10.7	3部	平成26年(行コ)第10004号	行政処分取消義務付け 等請求控訴	弁論	国	レクサン・ファーマ シューティカルズ・イ ンコーポレイテッド
〃	3部	平成26年(行コ)第10005号	行政処分取消義務付け 等請求控訴	弁論	国	レクサン・ファーマ シューティカルズ・イ ンコーポレイテッド
〃	3部	平成25年(ネ)第10100号	特許を受ける権利確認 等請求控訴	弁論 (証 人尋問)	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター	国立大学法人東京工業 大学